

生少甲達第12号
平成15年10月15日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福井県警察本部長

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等の施行について

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）の施行については、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の施行について」（平成15年生少甲達第9号。以下「第一次施行通達」という。）により通達したところであるが、インターネット異性紹介事業者に対する規制に係る法第7条、第8条、第10条から第12条まで、第15条、第17条及び第18条の規定については、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成15年政令第387号。別添1）により、平成15年12月1日から施行されることとなった。

これに伴い、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に規定する道公安委員会の権限の方面公安委員会への委任に関する政令（平成15年政令第388号。別添1。以下「委任政令」という。）及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号。別添2。以下「規則」という。）が制定され、いずれも平成15年12月1日から施行されることとなったが、その制定の趣旨、内容及び運用上の留意事項については、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

第1 委任政令の制定の趣旨及び内容

委任政令は、法第12条の規定に基づき、道公安委員会の権限の方面公安委員会への委任について定めたものである。法に規定する道公安委員会の権限に属する事務は、インターネット異性紹介事業者に対する是正命令（法第10条）及び報告の徴収（法第11条）であるが、札幌方面を除く方面については、当該方面公安委員会がこれらの事務を行うこととされた。

第2 規則の制定の趣旨及び内容

1 制定の趣旨

インターネット異性紹介事業者は、法第7条及び第8条の規定により、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置をとることが義務付けられており、これらの義務の具体的な内容を規則において定めたものである。また、これらの義務の履行を担保するため、法第10条及び第11条は、公安委員会（都道府県公安委員会並びに法第12条及び委任政令の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会をいう。以下同じ。）のインターネット異性紹介事業者に対する是正命令及び報告の徴収の権限を規定しており、是正命令及び報告の徴収に用いる書面の様式を規則において定めたものである。

これらの規定は、いずれも、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を講ずることにより、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的とするものである。

2 児童による利用の禁止の明示方法（規則第1条関係）

インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業について広告又は宣伝をするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、児童が当該インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を明らかにしなければならないこととされている（法第7条第1項）。

規則第1条では、法第7条第1項の規定により児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を明らかにする方法について、広告又は宣伝の手段に応じて、次のとおり定められた。

(1) 文字、図形等の視覚的な手段による広告又は宣伝（第1号関係）

インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業に係る広告又は宣伝を文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものにより行う場合には、児童が当該インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨の文言を公衆の見やすいように表示しなければならない。

具体的には、インターネット上におけるバナー広告、新聞、雑誌、立看板、ビラ、パンフレット等目に見える媒体を用いて広告又は宣伝を行う場合が、これに該当する。ただし、第2号が適用される電子メールによる広告又は宣伝については、第1号の適用はない。

「児童が当該インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨の文言」としては、例えば、「18歳未満の方は、このサイトを利用できません。」、「18歳未満利用禁止」、「18禁」といったものが挙げられる。一方、「成人向け」、「大人専用」といった表現は、児童が「インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨」を理解できる程度に明らかになっているとはいえない。また、法上「児童」とは18歳未満の者をいうとされているところ、通常人がこのことを容易に理解できるよう、単に「児童利用禁止」と表示するのではなく、「18歳未満利用禁止」のように表示することが、より法の趣旨に沿ったものであるといえる。

(2) 電子メールによる広告又は宣伝（第2号関係）

インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業に係る広告又は宣伝を電子メールにより行う場合（送信者が、電子メールの送信について申込み又は同意を受けている場合を除く。）には、当該電子メールの受信をする者が使用する携帯電話、パソコン等の通信端末機器の映像面において、当該電子メールに係る表題部に「18禁」と表示されるようにしなければならない。表示の方法については、全角、半角のいずれでもよい。

ア 趣旨

第2号の規定は、広告又は宣伝のために無差別かつ一方的に送信されるいわゆる迷惑メールが児童が使用する通信端末機器に送信された場合、当該電子メールによる広告又は宣伝を見た児童が不用意にインターネット異性紹介事業を利用する危険性が高く、現実には児童がインターネット異性紹介事業を利用するきっかけとなっている実態を踏まえ、第1号の規定の特則として設けたものである。このような電子メールの表題部に「18禁」と表示させることにより、受信者はその表題部を見た時点で児童が利用してはならないサービスに係る広告又は宣伝を内容とする電子メールであることを理解し、当該電子メールの内容を読まずに削除することが可能となるが、これにより、児童が出来心や興味本位でインターネット異性紹介事業を利用してしまうことを防止することが、第2号の規定の趣旨である。

イ 第2号の適用対象とならない電子メール

「当該電子メールの送信をする者（以下本号において「送信者」という。）が、あらかじめ、その送信をするように求める旨又は送信することに同意する旨を送信者に対し通知した者（当該通知の後、その送信をしないように求める旨を送信者に対し通知した者を除く。）に対し、その送信をする場合」については、第2号の対象から除外されている。これは、メールマガジンや、プロバイダが会員に送信する会報等の電子メールのように、受信者の申込み又は同意を受けて送信されるものについては、現実には児童がインターネット異性紹介事業を利用するきっかけとなっている実態も把握されておらず、また、そのような電子メールの内容にインターネット異性紹介事業に係る広告又は宣伝が含まれている場合にも、当該広告又は宣伝の部分に第1号に規定する「児童が当該インターネット異性紹介事業を利用を利用してはならない旨の文言」を表示すれば、「児童が利用してはならない」旨を伝達する効果は十分であると考えられたことによる。

ここで、第2号の対象から除外されるのは、受信者が、電子メールの送信を求める旨又は送信に同意する旨を送信者に対し通知している場合である。したがって、受信者がその旨をインターネット異性紹介事業者に対し通知していたとしても、送信者に対しその旨を通知していない場合には、第2号が適用される。

(3) 音声による広告又は宣伝（第3号関係）

インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業に係る広告又は宣伝を音声により行う場合には、児童が当該インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を公衆のわかりやすいように音声により告げなければならない。具体的には、公衆に直接声を掛ける方法のほか、放送又は通信を用いる方法がある。

なお、テレビのように画像と音声を併せ用いる場合には、第1号と第3号がいずれも適用されることとなる。

「児童が当該インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を公衆のわかりやすいように」告げる方法としては、広告又は宣伝の音声に引き続き、又はその前に、例えば、「18歳未満の方は、このサイトを利用できません。」、「18歳未満の方は利用禁止です。」等と告げることが挙げられる。

3 児童による利用の禁止の伝達方法（規則第2条関係）

インターネット異性紹介事業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その行うインターネット異性紹介事業を利用しようとする者に対し、児童が当該インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を伝達しなければならないこととされている（法第7条第2項）。

規則第2条では、法第7条第2項の規定により児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を伝達する方法として、インターネット異性紹介事業を利用しようとする者が法第8条の規定により児童でないことの確認を受ける際に、当該インターネット異性紹介事業を利用しようとする者が使用する通信端末機器の映像面に、児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨の文言が見やすいように表示されるようにすることが定められた。

表示する時機が、「インターネット異性紹介事業を利用しようとする者が法第8条の規定により児童でないことの確認を受ける際」とされたのは、インターネット異性紹介事業を利用しようとする者が必ず見る機会を捉えて当該文言を表示させるためである。

なお、インターネット異性紹介事業者が、規則第2条で定められた「児童でないことの確認を受ける際」に加え、それより前の段階においても児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を表示することは、法の趣旨に沿った対応であり、望ましいことである。

「児童が当該インターネット異性紹介事業を利用を利用してはならない旨の文言」の意義については、2(1)と同様である。

4 児童でないことの確認の方法（規則第3条関係）

(1) 総説

インターネット異性紹介事業者は、次のアからエに掲げる場合は、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、これらの異性交際希望者が児童でないことを確認しなければならないこととされている（法第8条本文）。

ア 異性交際希望者にいわゆる「出会い系サイト」の電子掲示板に書込みを

させ、その書込みを他人が閲覧できる状態に置くとき。(法第8条第1号)
イ 異性交際希望者が「出会い系サイト」の電子掲示板において他人の書込みを閲覧するとき。(法第8条第2号)

ウ 「出会い系サイト」の電子掲示板において他人の書込みを閲覧した異性交際希望者が、書込みをした者に対して電子メール等を利用して返信することができる状態にするとき。(法第8条第3号)

エ 「出会い系サイト」の電子掲示板に書込みをした異性交際希望者が、サイト運営者からその書込みを閲覧した者のアドレスの通知を受ける等により、その閲覧した者に対して電子メールを送ることができるようにするとき。(法第8条第4号)

規則第3条では、法第8条本文の規定により異性交際希望者が児童でないことを確認する方法が、(2)以下のとおり、定められた。

第一次施行通達第5の2(2)に示したとおり、アからエに掲げるものについては、独立して各号に掲げるような事業の利用形態が考えられることから、それぞれ「児童でないことの確認」を行う必要がある。ただし、インターネット異性紹介事業の一連の利用過程において既に「児童でないことの確認」が行われていると評価できる場合には、その確認を重ねて行う必要はない。例えば、他人の書込みを閲覧する異性交際希望者が前記イに該当するとして、インターネット異性紹介事業者が「児童でないことの確認」を行った後、当該異性交際希望者が、当該確認を終えてからでないに進むことができない次の画面において、当該他人に対して電子メール等を利用して返信しようとするような場合は、一連の利用過程において既に「児童でないことの確認」が行われていると評価できるので、インターネット異性紹介事業者は、当該異性交際希望者が前記ウに該当するとして重ねて確認を行う必要はない。

(2) 利用者の自主申告に基づく確認方法(第1項関係)

第1項は、現状では、インターネット上で簡便かつ確実に相手方の本人確認をする方法が普及していないこと等から、インターネット異性紹介事業者に対して利用者が真に児童でないことを厳格に確認させることは困難であることを踏まえ、利用者の自主申告に基づく確認方法を規定したものである。

インターネット異性紹介事業者は、第1号の場合には、異性交際希望者からその年齢又は生年月日の送信を受ける都度、当該年齢又は生年月日により当該異性交際希望者が児童でないことを確認しなければならない。ここで、第1号の「異性交際希望者に対し、インターネットを利用してその年齢又は生年月日を送信するよう求める場合」とは、インターネット異性紹介事業者が、サイト上に年齢又は生年月日の確認のための画面を設け、又はいわゆるプロフィール入力画面の中に年齢又は生年月日の欄を設けることにより、異性交際希望者に対して、その年齢又は生年月日を入力させている場合等をいう。また、異性交際希望者が、いわゆる会員登録の際に自己の年齢その他のいわゆるプロフィール情報を自主申告により登録して識別符号(以下「ID

・パスワード」という。)を付与され、2回目以降の利用に際してID・パスワードを入力すると、あらかじめ登録された年齢又は生年月日が自動的に年齢又は生年月日の欄に自動的に入力されるような場合も、第1号の場合に該当する。

インターネット異性紹介事業者は、第1号に該当しない場合には、第2号の規定により、異性交際希望者に対し、インターネット異性紹介事業を利用して児童でないかどうかを問い合わせ、その回答により当該異性交際希望者が児童でないことを確認しなければならない。具体的には、画面上で異性交際希望者に対して「あなたは、18歳以上ですか。」と質問を表示し、「はい」、「いいえ」等の回答を選択させる方法がこれに当たる。

(3) あらかじめ児童でないことを確認した者に付した識別符号を利用した確認方法(第2項第1号関係)

第2項は、インターネット異性紹介事業者が、あらかじめ、運転免許証、クレジットカード等を利用して児童でないことを確認した異性交際希望者に対してID・パスワードを付している等の場合は、(1)のアからエに掲げる場合に該当するとき(異性交際希望者にインターネット異性紹介事業を利用させる)に、異性交際希望者からインターネットを利用してそのID・パスワードの送信を受けること等で足り、第1項に規定する画面上での利用者の自主申告に基づく確認を改めて行う必要はないことを規定したものである。

第1号の「インターネットを利用してその送信を受けること」とは、画面上で、異性交際希望者にID・パスワードを入力させることをいい、例えば、インターネット異性紹介事業者がいわゆる会員制を採り、利用者が会員番号(ID)とパスワードを入力しなければインターネット異性紹介事業を利用できないようにする場合は、これに当たる。

ア 運転免許証等による確認方法(第2項第1号イ関係)

第1号イの「運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日を証する書面」とは、運転免許証、国民健康保険被保険者証のほか、健康保険被保険者証、共済組合員証、年金手帳、旅券、外国人登録証明書等の書面をいい、官公庁、会社、大学等が発行する身分証明書であって、その年齢又は生年月日が記載されているものもこれに該当する。

「書面の提示」とは、対面して提示する場合のほか、当該書面の現物を郵送する等して提示する場合を含む。また、「当該書面の写しの送付又は当該書面に係る画像の電磁的方法による送信を受ける」方法としては、当該書面のコピーを郵送する方法、当該書面のコピーをファクシミリで送信する方法、当該書面をデジタルカメラで撮影した画像データを電子メールで送信する方法等が挙げられる。

イ クレジットカード等による確認方法(第2項第1号ロ関係)

第1号口の「クレジットカードを使用する方法」は、クレジットカードは、通常18歳以上の者しか利用できない実態を踏まえて規定されたものである。「その他の児童が通常利用できない方法」が規定されたのは、児童でないことを確認する措置として、クレジットカードを利用する方法と同程度の確実性を有する方法が今後出現する場合を想定したものである。

(4) 識別符号付与業務を第三者に委託する方法(第2項第2号及び第3項関係)

ア 総説

第2項第2号は、異性交際希望者について、運転免許証、クレジットカード等を利用する方法により児童でないことを確認した上でID・パスワードを付する業務(以下「識別符号付与業務」という。)については、インターネット異性紹介事業者が自ら行わず、第三者に委託する形態も想定されることから、規定されたものである。インターネット異性紹介事業者が識別符号付与業務を第三者に委託している場合にあっては、異性交際希望者から送信を受けたID・パスワードについて、当該委託を受けた者(以下「受託者」という。)が付したID・パスワードであることを確認することにより、当該異性交際希望者が児童でないことを確認することとされた。ここで、ID・パスワードについて、受託者が付したものであることを確認する方法としては、識別符号付与業務を委託したインターネット異性紹介事業者(以下「委託者」という。)が受託者に照会する方法のほか、委託者と受託者がID・パスワードのデータベースを共有する方法等が考えられる。

イ 受託者の要件(第3項関係)

受託者は、第3項各号に規定する要件をすべて備えた者でなければならない。これは、法第8条の規定がインターネット異性紹介事業者に対して異性交際希望者が児童でないことを確認することを義務付けているところ、その確認に係る業務の一部を第三者に委託するのであることから、受託者が識別符号付与業務を適正に行うことを人的欠格事由及び委託を受ける識別符号付与業務の運営方法から担保しようとするものであり、これにより、委託者たるインターネット異性紹介事業者の確認義務の履行を確保しようとするものである。

なお、委託者は、法第8条に規定された自らの義務を的確に履行できるよう、受託者と識別符号付与業務の委託に係る契約を締結する際に、受託者が規則第3条第3項各号に掲げる要件を備えていることを確認することが必要である。

ウ 人的欠格事由(第3項第1号関係)

第1号は、成年被後見人、禁錮以上の刑に処せられた者、暴力団員等については、識別符号付与業務を適正に行うことが期待できないことから、イからへまでのいずれにも該当しないことを要件としたものである。

受託者は、その役員又は識別符号付与業務に従事させようとする職員等

がイからホまでの事由に該当しないことについて、採用時の提出書類、平素の言動等を通じて、社会通念上妥当と認められる範囲で把握に努めれば足り、また、識別符号付与業務に従事する職員等の中に、イからホまでの事由に該当する者があることを知った場合には、当該職員等を識別符号付与業務に従事させないといった措置を講ずる必要がある。

エ 規程の作成及び公表等（第3項第2号及び第3号関係）

第2号は、受託者の要件として、識別符号付与業務の適正な実施を確保するために必要な事項に関する規程を定め、これを公表していること等を規定している。これは、識別符号付与業務の公正性、透明性を確保することに加え、自ら規程を公表する者については、規程を遵守することがより期待できるという趣旨に基づくものである。

規程に盛り込むべき「識別符号付与業務の適正な実施を確保するために必要な事項」としては、「異性交際希望者が児童でないことを確認する方法」のほか、以下のものが考えられる。

- 児童でないことを確認した異性交際希望者に対して、ID・パスワードを付与する方法
- 委託者と受託者の間で、異性交際希望者から送信を受けたID・パスワードについて、受託者が付したものであることを確認するための照会・認証を行う方法
- 規則第3条第3項第1号に規定する欠格事由に該当する者を識別符号付与業務に従事させないことを確保するために必要な事項
- 個人情報の漏洩の防止その他の適正な情報管理に関する事項
- 識別符号付与業務が適正に行われなかった場合の契約の解除その他の識別符号付与業務の適正な実施を確保するために必要な事項

規程を公表する方法としては、例えば、受託者が開設するホームページに掲載することが考えられる。また、「当該規程を遵守すると認められる」か否かは、受託者の実態に照らして客観的に判断される。

第3号は、委託者と受託者の間で締結される委託契約において、規程に定められた「識別符号付与業務の適正な実施を確保するために必要な事項」を明らかにするべきことを規定したものである。この契約の内容については、規程と異なり、公表が義務付けられるものではない。

5 本人を特定する事項の確認の方法（規則第4条関係）

インターネット異性紹介事業者は、4(1)イの場合（異性交際希望者に他人の書込みを閲覧させるとき）には、いわゆる書込みをする異性交際希望者が、国家公安委員会規則で定める方法により、氏名、年齢その他の本人を特定する事項の確認を受けているときは、他人の書込みを閲覧する異性交際希望者について、児童でないことを確認しなくてもよいこととされている（法第8条ただし書）。

規則第4条では、法第8条ただし書の国家公安委員会規則で定める「本人を

特定する事項を確認する方法」が、以下のとおり、定められた。

(1) 運転免許証等の書面を利用した確認方法（第1項本文関係）

第1項本文では、異性交際希望者から「運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する書面」の提示を受けてその住所、氏名及び年齢を確認する方法が規定された。この書面は、「児童でないことの確認」に用いられる規則第3条第2項第1号イの「当該異性交際希望者の年齢又は生年月日を証する書面」と異なり、「本人を特定する事項」として当該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢が確認できるものでなければならない。また、規則第4条第1項本文では、確認の方法を「書面の提示」に限定していることから、書面のコピーを郵送する等の方法は認められない。

(2) クレジットカード等の支払手段を利用した確認方法（第1項ただし書関係）

第1項ただし書では、インターネット異性紹介事業者が異性交際希望者から本人名義のクレジットカード（同項第1号）又は口座振替（同項第2号）を利用して料金の支払を受ける場合について、これらの支払手段を利用して本人を特定する事項を確認する方法が定められた。具体的には、当該異性交際希望者から、その住所、氏名及び年齢又は生年月日の申出を受けるとともに、支払手段とされる本人名義のクレジットカード又は口座を特定するために必要な事項の申出を受け、さらに、クレジットカードの発行者又は金融機関に対して、当該クレジットカードが有効であること又は当該口座が現に開設されていることを確認することが必要である。

この方法は、第1項本文に規定された方法と異なり、インターネット異性紹介事業者が当該異性交際希望者の住所及び年齢を正確に把握できるものではないが、当該異性交際希望者から申出を受けた氏名を名義人の氏名とするクレジットカード又は口座を利用して有効に支払が行われることにより、当該クレジットカード又は口座の名義人が実在し、かつ、当該異性交際希望者と当該名義人が同一であることが強く推定されることから、「本人を特定する事項を確認する方法」として規定されたものである。

なお、インターネット異性紹介事業者が、書込みをする異性交際希望者について規則第4条第1項第1号の方法により「本人を特定する事項の確認」を行っている場合には、同時に規則第3条第2項第1号ロの方法により「児童でないことの確認」を行ったことになる。

(3) あらかじめ本人を特定する事項を確認した者に付した識別符号を利用した確認方法（第2項関係）

インターネット異性紹介事業者が、(1)又は(2)の方法による確認を受けた異性交際希望者に対しID・パスワードを付している場合にあつては、当該異性交際希望者からインターネットを利用してそのID・パスワードの送信を受けることで足りるとされた。

6 是正命令の方法（規則第5条関係）

法第10条に規定する是正命令は、規則別記様式第1号の是正命令書により行うこととされた。

7 報告の徴収の方法（規則第6条関係）

法第11条に規定する報告は、規則別記様式第2号の報告徴収書により求めることとされた。

第3 運用上の留意事項

法の運用上の留意事項については、既に第一次施行通達第6に示したところであるが、これに加えて、以下の点に留意されたい。

1 インターネット異性紹介事業者に対する法及び規則の周知・徹底

インターネット異性紹介事業者等に対して、インターネットサービスプロバイダ等との連絡協議会を通じる等して、法第7条、第8条及び規則に定められたインターネット異性紹介事業者の義務の具体的な内容並びにこれらの規定が本年12月1日から施行されることについて、周知・徹底を図ること。

また、これらの規定と同時に法第10条（是正命令）、法第11条（報告の徴収）に関する規定及び罰則が施行されることについて周知・徹底を図り、法の規定を遵守させること。

2 識別符号付与業務の受託者について

法第10条の是正命令及び法第11条の報告の徴収の対象は、いずれもインターネット異性紹介事業者に限定されるものであり、受託者は対象とされていない。受託者に対し、その識別符号付与業務の実施の状況について問い合わせ協力を求めることは可能であるが、これは、法第11条の規定に基づくものではないことに留意すること。また、公安委員会は、委託者であるインターネット異性紹介事業者が法第8条に規定された義務を履行しているか否かを確認するために、受託者が行っている識別符号付与業務の内容を確認する必要があるときは、法第11条の規定により、当該インターネット異性紹介事業者に対し、識別符号付与業務の委託の状況について報告を求めることができる。

受託者が規則第3条第3項各号に掲げる要件を備えていないことが判明した場合は、委託者であるインターネット異性紹介事業者に対し、当該受託者が同項の要件を満たしていないため当該委託者が法第8条の規定に違反することになる旨を通知し、改善を求めること。

3 是正命令

法第7条又は第8条の規定に違反していると認められる事案を認知した場合には、第一次施行通達第5の3(2)に示した要領により対処することとし、規則別記様式第1号の是正命令書の記載は、以下の要領で行うこと。

(1) 命令の内容

例えば、「是正命令書受領の日から○日以内に、次の措置をとること。」のように、是正措置の履行期限を明記すること。

サイト名を明記する等して、是正命令の対象となるインターネット異性紹介事業を特定すること。

(2) 命令の理由

是正命令の対象とされているインターネット異性紹介事業のサイト名等を明記した上で、公安委員会が認知した事実及び法第7条又は第8条の規定に違反していると認めた理由を記載すること。

(3) 異議申立てに関する教示

是正命令書末尾の異議申立てに関する事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づき、記載するものである。「公安委員会」の前の空欄については、都道府県名又は方面名を記載すること。

「経由」の前の空欄については、警視庁、道府県警察本部又は方面本部の主管課名を記載すること。

4 報告の徴収

(1) 報告を求める事項

公安委員会が報告を求める事項としては、第一次施行通達第5の4(2)及び(3)に示したとおり、インターネット異性紹介事業者が法第7条又は第8条の規定に違反しているか否かを判断する前提として確認すべき事項のほか、インターネット異性紹介事業者に対して行う是正命令の内容を確定する前提として確認すべき事項が挙げられる。

(2) 規則別記様式第2号の報告徴収書の記載要領

「報告を求める事項」の記載に当たっては、サイト名を明記する等して、報告を求める対象となるインターネット異性紹介事業を特定すること。また、(1)の留意事項に配慮した上で、報告を求める事項を簡潔に記載すること。

「報告を求める理由」の記載に当たっては、公安委員会が確認を要する理由を記載すること。

異議申立てに関する教示については、是正命令書の場合と同様である。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十五年八月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百八十七号

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成十五年十二月一日とする。

内閣総理大臣 小泉純一郎

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に規定する道公安委員会の権限の方面公安委員会への委任に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十五年八月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百八十八号

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に規定する道公安委員会の権限の方面公安委員会への委任に関する政令

内閣は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十条及び第十一条に規定する道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

附則

この政令は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部の施行の日（平成十五年十二月一日）から施行する。

内閣総理大臣 小泉純一郎

規 則

○国家公安委員会規則第十五号

インターネット異性紹介事業者を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第七條、第八條及び第十四條の規定に基づき、インターネット異性紹介事業者を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成十五年十月六日

国家公安委員会委員長 小野 清子

インターネット異性紹介事業者を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「法」という。）第七條第一項の規定により児童がインターネット異性紹介事業者を利用してはならない旨を明らかにする方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 広告又は宣伝を文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものでより行う場合（次号に掲げる場合を除く。）児童が当該インターネット異性紹介事業者を利用してはならない旨の文言を公衆の見やすいように表示すること。
- 二 広告又は宣伝を電子メールにより行う場合（当該電子メールの送信をする者（以下「本人」といふ。）が、あらかじめ、その送信をするように求める旨又は送信をすることに同意する旨を送信者に対し通知した者（当該通知の後、その送信をしないように求める旨を送信者に対し通知した者を除く。）に対し、その送信をする場合を除く。）当該電子メールの受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面において、当該電子メールに係る表題部に「注意」と表示されるようにすること。
- 三 広告又は宣伝を音声により行う場合 児童が当該インターネット異性紹介事業者を利用してはならない旨を公衆のわかりやすいように音声により告げること。

第二條 法第七條第二項の規定により児童がインターネット異性紹介事業者を利用してはならない旨を伝達する方法は、インターネット異性紹介事業者を利用してはならない旨を伝達する者が使用する通信端末機器の映像面に、児童が当該インターネット異性紹介事業者を利用してはならない旨の文言（児童でないことの確認の方法）

第三條 法第八條本文の規定により異性交際希望者が児童でないことを確認する方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 異性交際希望者に対し、インターネットを利用してその年齢又は生年月日を送信しよう求める場合 年齢又は生年月日の送信を受ける都度、当該年齢又は生年月日により当該異性交際希望者が児童でないことを確認すること。
- 二 前号に該当しない場合 異性交際希望者に対し、インターネットを利用して児童でないかどうかを問い合わせ、その回答により当該異性交際希望者が児童でないことを確認すること。

第四條 法第八條ただし書の国家公安委員会規則で定める方法は、異性交際希望者からその運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢又は生年月日を送信する旨の表示を受けたその住所、氏名及び年齢又は生年月日を送信する場合にあっては、当該各号に定める措置をとることをもって足りる。

- 一 異性交際希望者の氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受ける場合 当該異性交際希望者からその住所、氏名、年齢又は生年月日及び口座番号その他の当該口座を特定するために必要な事項の申出を受けるとともに、当該口座に係る金融機関に対して当該口座が現に開設されていることを確認すること。
- 二 法第八條ただし書に規定する本人を特定する事項の確認の方法は、インターネット異性紹介事業者が前項の確認を受けた異性交際希望者に対し識別符号を付している場合にあつては、当該異性交際希望者からインターネットを利用してその識別符号の送信を受けることをもって足りる。（是正命令の方法）

第五條 法第十條に規定する命令は、別記様式第一号の書面により行うものとする。
（報告の徴収の方法）
第六條 法第十一條に規定する報告は、別記様式第二号の書面により求めるものとする。
附 則
この規則は、法の一部の施行の日（平成十五年十二月一日）から施行する。

二 インターネット異性紹介事業者が、前号に掲げるいづれの方法により児童でないことを確認して識別符号を付する業務（以下「識別符号付与業務」という。）を他の者に委託している場合にあっては、異性交際希望者から送信を受けた識別符号について、当該委託を受けた者に照会すること等の方法により、その者が付したものであることを確認すること。

前項第二号の識別符号付与業務の委託を受ける者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

- 一 次のいづれにも該当しないこと。
- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることなく満了した日から起算して五年を経過しない者
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者
- ニ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ホ 法第十條の命令を受けた日から起算して五年を経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令に係る併明の機会の付与の通知がなされた日以前六十日以内に当該法人の役員（理事、監事、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいふ。）相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し理事、監事、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であつた者で当該命令の日から起算して五年を経過しない者を含む。

ハ 法人でその役員又は識別符号付与業務に従事させようとする職員若しくは使用人その他の従業員のうちイからホまでのいづれかに該当する者があるもの

二 異性交際希望者が児童でないことを確認する方法その他の識別符号付与業務の適正な実施を確保するために必要な事項に関する規程を定め、これを公表しており、識別符号付与業務を実施するに当たり当該規程を遵守すると認められるものであること。

三 当該インターネット異性紹介事業者との委託に係る契約において前号に規定する事項を明らかにしているものであること。

第四條 法第八條ただし書の国家公安委員会規則で定める方法は、異性交際希望者からその運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢又は生年月日を送信する旨の表示を受けたその住所、氏名及び年齢又は生年月日を送信する場合にあっては、当該各号に定める措置をとることをもって足りる。

- 一 異性交際希望者の氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受ける場合 当該異性交際希望者からその住所、氏名、年齢又は生年月日及び口座番号その他の当該口座を特定するために必要な事項の申出を受けるとともに、当該口座に係る金融機関に対して当該口座が現に開設されていることを確認すること。
- 二 異性交際希望者の氏名を名義人の氏名とするクレジットカード又は郵便振替口座からの振替の方法により料金の支払を受ける場合 当該異性交際希望者からその住所、氏名、年齢又は生年月日及び口座番号その他の当該口座を特定するために必要な事項の申出を受けるとともに、当該口座に係る金融機関に対して当該口座が現に開設されていることを確認すること。
- 三 法第八條ただし書に規定する本人を特定する事項の確認の方法は、インターネット異性紹介事業者が前項の確認を受けた異性交際希望者に対し識別符号を付している場合にあつては、当該異性交際希望者からインターネットを利用してその識別符号の送信を受けることをもって足りる。（是正命令の方法）

第五條 法第十條に規定する命令は、別記様式第一号の書面により行うものとする。
（報告の徴収の方法）
第六條 法第十一條に規定する報告は、別記様式第二号の書面により求めるものとする。
附 則
この規則は、法の一部の施行の日（平成十五年十二月一日）から施行する。

この規則は、法の一部の施行の日（平成十五年十二月一日）から施行する。

別記様式第1号 (第5条関係)

その1		第 号	是 正 命 令 書	第 号
股 份		年 月 日	年 月 日	年 月 日
公安委員会 印				
命令を受ける者	住所又は居所 氏名又は名称			
上記の者に対し、インターネット上異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第10条の規定により、下記のとおり命令する。 記				
命令の内容				
その2				
命令をする理由				
記載要領 1 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 この処分に不服のあるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 公安委員会(様田) に対し異議申立てをすることができます。				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号 (第6条関係)

その1		第 号	報 告 徴 収 書	第 号
股 份		年 月 日	年 月 日	年 月 日
公安委員会 印				
報告を求められる者	住所又は居所 氏名又は名称			
上記の者に対して、インターネット上異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり報告を求めらるので、書面により報告されたい。 記				
報告を求めらるる事項				
その2				
報告を求めらるる理由				
報告の期限				
記載要領 1 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 この処分に不服のあるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 公安委員会(様田) に対し異議申立てをすることができます。				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。